○周南市がけ崩れ災害対策事業実施要綱

平成15年４月21日要綱第154号

改正

平成23年12月28日

平成29年３月27日要綱第25号

周南市がけ崩れ災害対策事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害に伴いがけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧事業を重点的に推進する必要がある箇所において、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図るため、周南市が施行するがけ崩れ災害緊急対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施要件）

第２条　事業は、次の各号いずれにも該当する箇所について、毎年度の予算の範囲内で、実施するものとする。

(１)　災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置するときは人家２戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所

(２)　周南市地域防災計画に危険箇所として記載されている箇所又は記載されることが確実である箇所

(３)　傾斜度がおおむね30度以上で、かつ、直高が５メートル以上の急傾斜地である箇所

(４)　事業費が50万円以上である箇所。ただし、激甚災害の場合は、600万円以上である箇所とする。

(５)　工事に伴う移転補償がない箇所

(６)　砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区等法令指定区域又は指定予定区域でない箇所

(７)　山口県のがけ崩れ災害緊急対策事業補助金交付要綱又は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱により補助の対象となった箇所

（事業の実施依頼）

第３条　事業の実施を依頼しようとする事業関係人（事業に関係する地権者、受益者その他全ての事業関係人をいう。以下同じ。）は、周南市がけ崩れ災害対策事業実施依頼書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業関係人の代表者）

第４条　事業関係人は、当該事業関係人のうちから代表者（以下「代表者」という。）を選出し、周南市がけ崩れ災害対策事業関係人代表者届（別記様式第２号）により市長に届け出るものとする。

（その他）

第５条　事業の実施の詳細については、山口県のがけ崩災害緊急対策事業補助金交付要綱又は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱によるものとし、なお必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成15年４月21日から施行する。

附　則（平成23年12月28日）

この要綱は、平成23年12月28日から施行する。

附　則（平成29年３月27日要綱第25号）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の周南市がけ崩れ災害緊急対策事業実施要綱の規定による別記様式第１号及び別記様式第２号の様式については、当分の間、所要の調整の上、改正後の周南市がけ崩れ災害対策事業実施要綱の規定による別記様式第１号及び別記様式第２号の様式として使用することができる。

別記様式第１号（第３条関係）

周南市がけ崩れ災害対策事業実施依頼書

周南市地内において、周南市がけ崩れ災害対策事業実施要綱に基づく事業を実施される

よう依頼します。

なお、事業実施等に必要な土地について、無償で利用されることを承諾します。

年 月 日

(宛先)周南市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

別記様式第２号（第４条関係）

周南市がけ崩れ災害対策事業関係人代表者届

周南市がけ崩れ災害対策事業実施要綱第４条の規定により、下記の者を代表者と定め、届

け出ます。

代 表 者

住 所

氏 名

年 月 日

(宛先)周南市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　㊞